

## 第20回秋田家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成25年12月9日（月）午後1時30分～午後3時30分

### 2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

面山恭子，小棚木均，今野恵一郎，坂口公一，佐々木恵美子，棚橋哲夫，中垣文也，丸野内真理子，宮野素子

（説明者）

佐野文規裁判官，大本修平首席家庭裁判所調査官，品川幸樹首席書記官，永田美由家庭裁判所調査官

（事務局）

山方亨事務局長，井筒徹事務局次長，安達憲美秋田地方裁判所総務課長，武藤哲仁秋田地方裁判所総務課庶務係長，佐々木秀也秋田検察審査会事務局長

### 4 議事

#### （1）開会宣言

#### （2）新任委員の紹介及び挨拶

#### （3）委員長選任

家庭裁判所委員会規則6条1項により，委員長として坂口公一委員が選任された。

#### （4）委員長挨拶

#### （5）職務代理者の指名

家庭裁判所委員会規則6条3項により，委員長の職務代理者として棚橋哲夫委員が指名された。

(6) 第19回秋田家庭裁判所委員会における提案に対する説明

品川首席書記官が、前回の当委員会において委員から出された「家事調停  
手続におけるプライバシーの配慮」の提案について、改善があった点を説明  
した。

(7) 協議

ア 議題「補導委託制度の現状について」

(ア) 基調説明

佐野裁判官が「補導委託制度の概要」について、品川首席書記官が「補  
導委託制度の現状等」について各説明した。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「離婚と子どもの福祉について」

(ア) 基調説明

大本首席家庭裁判所調査官及び永田家庭裁判所調査官が「家庭裁判所  
調査官の調査の実情」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

(8) 次回期日及び次回議題

追って調整する。

(9) 閉会宣言

(別紙)

## 意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者の各発言)

### 1 補導委託制度の現状について（議事概要4の（7）のアの（イ））

- 試験観察の件数が意外と少ないというのが率直な感想である。弁護士として少年事件を担当することはそれほど多くはないが、協力が期待できる家族がいなかったり、友人や学校から離れてしまっている少年の場合は、どのように少年に接してよいのか悩むところがある。説明いただいた、処分を決定する前の補導委託先というのは、非常に意味のあるものだし、少年にとって貴重な経験になると思うが、将来にわたって勤められる場所というのも、少年の立ち直りという点では非常に重要な視点である。補導委託先を勤め先とするというのはなかなか難しいと思うが、そういう委託先も、社会資源として裁判所で見つけていただければと思う。どのようにして裁判所が補導委託先を開拓しているのかは分からないが、協力雇い主の開拓もお願いしたい。
- ◎ 補導委託先から勤め先へ繋がるようなところを見つけられないかということと、どのようにして補導委託先を開拓しているのかという点について説明いただきたい。
- △ 職業補導は中心にはなりにくい。全体的な生活指導ということに力点を置き、実際、補導委託先において職業上の技能を身に付けるというところまでは至らず、安定した就業に繋げるというのは非常に難しい現状にある。受託者に努力していただき、人と人との繋がりによって就業先を紹介していただいて、就職に繋がったというケースはあったが、補導委託先から安定した就業先の確保に繋がるというのは難しいのが現状である。それを補うために、家庭裁判所の手続をしている中で、ハローワークなどの機関を紹介するなどしているのが現状である。

補導委託先の開拓についてであるが、これはきちんとしたルールに従って

やっているものではない。色々なかたちで開拓をしている。本日お集まりの委員の皆さまにおいても、少年を預かっていただけるような篤志家の方を御存知であれば、ぜひ家庭裁判所の方に紹介していただければと思う。

先ほど委員から、保護観察所で協力雇い主というものを活用しているという御紹介もあったが、家庭裁判所と保護観察所との横の連携は十分にとれていないというのが実情である。

○ 協力雇い主は保護観察所の問題であって、裁判所は余り関与できていないということであったが、市民の皆さまにどのようにしたらうまくいくか、知恵があれば出していただきたいと思う。

◎ 補導委託先や補導委託制度に関心を持っている人がいれば、こういう制度があるという話をしていただき、より良い知恵を出していただければと思う。

○ 補導委託の件数が本当に少ないという印象を持った。これは、少年側に問題があるのか、それとも委託先が少ないからなのか。

△ 補導委託が行われるというのは、少年院送致とするか、保護観察処分にするかという処遇に迷う少年が前提にある。そういう少年というのは、往々にして何度も非行を繰り返しているもので、全体の少年事件の割合からすると、数として限られてくる。そのような少年の中から、更に補導委託にするか家裁調査官の試験観察に止めるか、あるいは短期の補導委託にするかということになるのであり、母数はどうしても少なくなるし、少年の傾向、行状等を踏まえて更に絞り込まれていくので、全国的に見ても補導委託は少ない傾向になるのだと思う。秋田の場合は、少年犯罪自体が少なく、かつ、何度も非行を繰り返したり、凶悪な事件を起こす少年自体も少ないので、補導委託に至る契機が少ないということが件数に出ているのだと思う。

△ 補導委託の件数が非常に少ないという印象を持たれたのはそのとおりだと思う。補導委託が少ない理由には、一面では処遇機関において非常に柔軟な処遇を行う工夫がなされてきたということもあると思う。

ただ、そのような状況でも、補導委託が適している少年は必ずいる。現在でも、補導委託制度は、非常に重要な役割を果たしており、制度としてきちんと位置づけられていると考えている。

- 統計上、全国で14万人の少年が家裁に送致されているが、そのうちの大半が身柄に関わる処分が不必要な少年だと思う。警察が非行を認知して事件となり、検察庁に送致されるというかたちになるので、出来心で一回やってしまったという少年も多くおり、審判がそもそも行われな事件であるとか、不処分になるとか、保護観察になったりする事件が大多数だという感覚である。そういう状況からみれば、補導委託の件数が少ないといっても、おかしいとは思わない。

比較の対象として、平成24年度に全国で少年院送致された少年の人数を伺いたい。また、秋田で少年院送致された少年の人数も分かるのであれば教えていただきたい。

- △ 平成24年度に全国で少年院送致された少年の人数は約3,500人であり、そのうち秋田で少年院送致された少年の人数は2人である。
- ◎ 補導委託制度について質問をいただいたり、委託先の開拓についての問題意識も出されたが、本日の議論について、裁判所として工夫する余地があれば工夫していきたいと思う。

## 2 離婚と子どもの福祉について（議事概要4の（7）のイの（イ））

- 裁判所における離婚の手続は、調停という話し合いから始まり、調停は裁判官と2人の調停委員が担当するが、基本的には調停委員がじっくり話を聴くことになり、裁判官が直接に法律的な話をすることはない。話を聴いているうちに争点が明らかになり、紛争に法的な問題があったりしたときに裁判官が入ることが多い。

当事者間の話し合いが整わない場合は、いくつかの事項については、審判というかたちで裁判所で決めることがあるが、離婚については訴訟で解決す

るしかない。離婚に関する訴訟は人事訴訟という。

- ◎ 始めに調停をやり，そこで話し合いが整わなければ，離婚については訴訟手続でないと解決できない。離婚以外の面会交流や養育費に関しては審判による解決となる。話し合いによる解決がふさわしいというのが，家事事件手続法の考え方といえる。
- 平成24年4月に民法が改正されて子どもの利益を最優先することとなり，それに基づいて家事事件手続法でも子の意思等に配慮することが明記されたということであるが，それ以前はどうであったのか。明記されたことによって変わったのか。それとも，運用上は配慮していたけれども，法律で明記されていないので親御さんが納得しにくいという部分があり，法律で明記するようになったのか。
- 裁判所は法律で明記される前からお子さんへの配慮を行っていた。法律に明記されたので配慮するようになったということではない。
- ◎ 従前から配慮していたが，ここにきてなお一層配慮しようというところはあると思う。
- 法律に明記されたことによって，調停が成立しやすくなったなどの状況はあるか。
- 成立しやすくなったかどうかというところまでは確認できていない。
- 面会交流の頻度は人によって様々だと思うが，どのようなパターンが多いのか。
- 月に1回くらいの頻度が多いと思うが，両者の都合が合えば，2週間に1回ということもある。
- ◎ お子さんの年齢，学年等にもよるし，離婚した両親の協調関係にもよるし，ケースバイケースということだと思う。
- 家裁調査官による子の意向調査，心情調査についてであるが，子どもの気持ちに配慮して対応していると感じた。ただ，子どもにとってどちらの親と

住むかだとか、どちらの親と会うのをどうするかだとか、非常に過酷で葛藤的なテーマであると思う。無理に気持ちは引き出さないという説明であったが、なかなか1回では答えられないお子さんも多いのではないか。先ほどの説明だと、1回の面接で聴き取るということであったが、お子さんへの聴き取りは1回で終わることが多いのか。私の経験では、例えば虐待の聴き取り等は1回では難しく、2回、3回と重ねてようやく本音が出てくるということもある。

また、子どもの意思がはっきりと出た場合には、どのくらい子どもの意向や意思が手続に反映されるものなのか。これは一概には言えないと思うが、反映させるとすればどのようなポイントがあるのか伺いたい。

△ 面接の回数は、実情としては1回で終わることが多い。その1回の聴き取りを充実したものにするために、準備を大切にしている。両親からお子さんの今の状況を確認して把握したり、お子さんに会う前に、裁判所には何のために来てもらうのか、どういう事を話してもらいたいのかということを中心に説明している。ただ、お子さんが泣き崩れてしまって何も聴き取れないということもあるので、そのときは日を改めてもう一度来てもらうということもある。

お子さんの意思をどの程度手続に反映させるかについては、そのお子さんの年齢、理解力によるところも大きいと思う。お子さんがきちんと両親の現在の状況を分かって、将来両親が離婚した場合、自分がどのような状況になっていくのかをしっかりと理解した上で、このようにしたいんだとはっきりと言った場合には、両親にもその意思をしっかりと尊重してもらうよう働きかけることになると思う。

△ 一方的に、裁判所の都合で、必要があるから、又は、法律で定められているからということで、子の気持ちや意思を確認しているということでは決してない。

子の意思をどのように手続に反映させるかというのは非常に大きな問題だと受け止めている。子の意思を伝える際には、両親がどのように受け止めるかをある程度予測して、どのように伝えるべきかを考えている。お子さんがこう言いましたということ、言語的に直接伝えることによって、例えば、一緒に住んでいる母親からそう言わされているんだというような疑念を抱かれ、子の意思が当事者間の新たな争点となってしまえば、法律が予定している子の福祉のためということに反することになるので、ケースに応じて慎重に、伝え方も含めて対応している。子の意思等を、裁判所が判断事項として重視するということではなく、当事者が考える一つの材料としてもらうという姿勢を心掛けている。

- 離婚事件で感情的になっている当事者が子どもを取り合ったり、面会交流の話し合いがうまくいかなかったりすることはよくあることである。それに対して、家裁調査官が心理学や社会学の観点からきめ細やかに調査したり、調停委員が関与して調整していただくのはすごく良いことだと思う。全国的には面会交流の調停の申立ては増えつつあるのではないかと思う。このような良い仕組みをできるだけ多くの人に利用していただくために、裁判所も広報していただきたいと思う。